

制定；2022年6月14日
管理責任者；事務局長

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人陽和（以下「この法人」という。）定款第21条の規定に基づき、本協会の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 職制

(職員等)

第2条 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局員

2 理事長は、前項以外の職制を定めることができる。

第3章 職責

(職員の職務)

第3条 事務局長は、理事長及び副理事長の命を受けて、事務を統括する。

2 事務局員は実施した業務内容について、別表1の書式を用いて月次報告を作成し事務局長の承認を得る。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免は、理事長が行う。但し、重要な職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第4章 事務処理

(文書による処理)

第5条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第6条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長を経て、副理事長及び理事長の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第7条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく事務局長は副理事長及び理事長の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第8条 副理事長及び理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、副理事長及び理事長があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに副理事長及び理事長に報告しなければならない。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規定は2022年6月14日から施行する（2022年6月1日理事会決議）